

## 平成26年度 ごみ減量対策課関連事業の概要

## 1 食物資源循環モデル事業

- 平成22年度から順次拡大をしながら実施しています。
- 平成25年度は656の参加世帯から41トンを集め、資源化（堆肥化）しました。
- 本年度は、対象世帯数を最大800世帯に拡大して実施します（本年6月までは700世帯）。
- 収集日を、従来は「市内全域を水曜日」としていたところ、「多摩湖線以東を火曜日、同線以西を水曜日」に変更しました。
- 現在の参加世帯数は、675世帯です。

## 2 陶磁器製食器リサイクル

- 平成23年6月から、ごみ減量推進実行委員会でイベントでの回収を開始し、平成24年6月からは日時場所を定めての拠点回収を始めました。
- 回収された廃陶磁器は、リユースできるものについてはイベント等で販売し、その他は、岐阜県内の処理業者へ陶磁器の原料として搬入しています。
- 平成25年度は、イベント回収2回と拠点回収4回を実施して4,390kgを集め、3,054kgを資源化しました。
- 本年度も、引き続きごみ減量推進実行委員会と共同で、前年度と同様に実施します。

## 3 小型家電リサイクル

- 平成25年9月から、陶磁器製食器とともに、イベントでの回収と日時場所を定めての拠点回収を開始し、本年4月からは、ごみ減量対策課窓口での回収を行っています。
- 平成25年度は、イベント回収1回と拠点回収3回を実施して116.1kgを集めました。
- 本年9月上旬に、市役所及び東部・西部出張所に回収ボックスを設置して、常時回収を行います。
- 小平・村山・大和衛生組合では、本年4月から、粗大ごみとして搬入された物の中から対象となる物をピックアップして、小型家電リサイクルのルートに乗せています。

## 4 分別の一部変更（資源化の拡大）

- 現在、分別区分を「燃えないごみ」としているスプレー缶・ガスカートリッジ缶とライターについて、無害化処理を行うことができる業者への処理委託を前提として、「穴あけ」を不要とし、分別区分を「資源」とすることによって、市民による排出、市による収集及び小平・村山・大和衛生組合における処理の各段階における安全性の向上を図るとともに、資源化の拡大を行います。
- あわせて、金属製のなべ・やかん・フライパン、羽毛布団、ぬいぐるみ等、酒パック（内側がアルミコーティングされた紙パック）についても、資源に分別変更します。
- 分別の変更内容は、別紙のとおりです。
- 変更の時期は、本年11月からとします。
- 市民への周知のため、9月20日に市報特集号を発行するとともに、次項のとおりごみと資源の出し方パンフレットの更新と全戸配布を行います。

## 5 ごみと資源の出し方パンフレットの更新と全戸配布。

- ごみと資源の出し方パンフレットを更新し、全戸配布します。
- パンフレットの仕様は、カラー16ページです。
- 全戸配布は、9月下旬から10月中旬に行う予定です。

## 6 外国語版ごみと資源の出し方パンフレットの作成

- 日本語を読むことが困難な外国人向けに、外国語版パンフレットを更新し、ごみ減量対策課窓口等にて希望者に配布します。
- 英語版、ハングル版、中国語版（繁体字・簡体字）を作成します。

## 平成 26 年 11 月からの分別変更の内容

分別区分	変更のポイント
スプレー缶・ ガスカートリッジ缶	<p>これまでは、「使い切って、穴を開けて、燃えないごみ」としていましたが、<u>使い切ったものを、「スプレー缶・ガスカートリッジ缶」として、資源の日（ビンやカンと同じ日）</u>に収集します。</p> <p>穴をあける必要はありませんが、これまでどおり中身を使い切って、<u>スプレー缶・ガスカートリッジ缶だけを、透明か半透明の袋に入れて出してください。</u></p> <p>収集車両や処理工場での事故につながりますので、他のごみや資源と一緒に袋で出さないでください。</p>
ライター	<p>これまでは、燃えないごみでしたがこれからは「<u>ライター</u>」として、<u>資源の日（ビンやカンと同じ日）</u>に収集します。</p> <p>中身を使い切って、<u>ライターだけを透明か半透明の袋に入れて出してください。</u></p> <p>収集車両や処理工場での事故につながりますので、他のごみや資源と一緒に袋で出さないでください。</p>
金属製のなべ・やか ん・フライパン	<p>これまでは、「アルミ製」のなべ・やかんについては資源、それ以外のなべ・やかんは燃えないごみとして収集していましたが、アルミ以外の金属製（ステンレスやホーローなど）のものも「<u>金属製のなべ・やかん・フライパン</u>」として、<u>資源の日（ビンやカンと同じ日）</u>に収集します。</p> <p><u>他の資源とは別にして、透明か半透明の袋に入れて出してください。</u></p> <p>土鍋やガラス製、セラミック製なべ・フタなど、金属製以外のなべはこれまでどおり燃えないごみの日に出してください。</p>
古布類	<p>これまでは、燃えるごみや燃えないごみとしていた<u>ぬいぐるみ、かばん、帽子、ネクタイ、ベルト</u>について、これまでの古着・古布とともに、「<u>古布類</u>」として<u>資源の日（紙資源と同じ日）</u>に収集します。</p> <p>ぬいぐるみ、かばん、帽子、ネクタイ、ベルトは、再使用（リユース）を目的とするため、壊れたり汚れたりしているものは、これまでどおり燃えるごみや燃えないごみとして出してください。</p> <p>また、ぬれるとごみになってしまうため、雨の日には出さないでください。</p>
ふとん	<p>これまでは、羽毛ふとんは燃えるごみとして収集していましたが、<u>羽毛ふとん</u>もこれまでの綿・羊毛・化繊のふとんとともに、「<u>ふとん</u>」として、<u>資源の日（紙資源と同じ日）</u>に収集します。</p> <p>ただでひもで十字にしばって出してください。</p> <p>また、ぬれるとごみになってしまうため、雨の日には出さないでください。</p>
紙パック	<p>これまでは、酒パックなどの内側がアルミコーティングされている紙パックは燃えるごみとして収集していましたが、<u>アルミコーティングされているものも、</u>これまでの牛乳（紙）パックとともに、「<u>紙パック</u>」として、<u>拠点（市内の小売店や公共施設など）で回収</u>します。</p> <p>ただし、500ml 未満の紙パックはこれまでどおり燃えるごみです。</p>